

2023 年 11 月 30 日
日 本 銀 行
金 融 市 場 局

社債等買入における一発行体当りの買入残高の上限について

日本銀行は、社債等買入について、「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」附則 4. の一発行体当りの買入残高の上限を、次のとおり定めることとしました。

期間	買入残高の 上限	総発行残高に占める 買入残高の割合
2024 年 1 月から 3 月まで	1,500 億円	30%

(注) 市場の動向等を踏まえて、必要に応じ内容を変更することがあります。

以 上

<照会先>

日本銀行金融市場局市場調節課 井出 (03-3277-1234)、粟井 (03-3277-1284)